

令和4年度 ひがしまつしま割増商品券事業実施要領

(目的)

1. 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰による影響を受けた地元企業と市民生活支援のため、東松島市内の取扱加盟店で利用可能な商品券を発行することで、消費購買力の市外流出防止、市内事業所の売上向上、賑わい創出による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(概要)

2. 今年度の商品券の発行概要は以下のとおりとする。

(1) 名 称	ひがしまつしま 3割増商品券
(2) 発行団体	東松島市商工会
(3) 発行額面	券面額 1,000 円
(4) 割増率	3割増
(5) 発行部数	30,000 セット (1,000 円券 : 30,000 セット)
(6) 発行総額	390,000,000 円
(7) 商品券の 販売形態	「1,000 円券×13 枚綴 (共通券 3 枚、専用券 10 枚) =13,000 円相当」 を 1 セットとし、10,000 円で販売 ※以下 2 種類の商品券を発行 共通券 : 全ての取扱加盟店で利用できる券 (発行数 : 90,000 枚) 専用券 : 大型店を除いた取扱加盟店で利用できる券 (発行数 : 300,000 枚) ※大型店とは売場面積が 1,000 m ² を超える取扱加盟店
(8) 購入対象者	東松島市民 (「市報ひがしまつしま」配布先)
(9) 購入上限	「ひがしまつしま 3割増商品券 購入引換券」1 枚で 2 セット購入可能
(10) 商品券の 販売方法	・「ひがしまつしま 3割増商品券 購入引換券」との引換で購入可能 ・「ひがしまつしま 3割増商品券 購入引換券」は、市報ひがしまつしま 8 月 1 日号にて折込配布されるチラシに付属
(11) 販売期間	令和 4 年 8 月 1 日 (月) ~8 月 10 日 (水) ※上記期間終了後、残数がある場合別途期間を設けて販売する。
(12) 利用期間	令和 4 年 8 月 1 日 (月) ~令和 5 年 1 月 31 日 (火)
(13) 販売場所	東松島市商工会 (本所、支所) 他 未定

(利用範囲)

3. 以下については、ひがしまつしま割増商品券の利用対象外とする。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い (税金、電気、水道料金等の公共料金)。
- (2) たばこ、有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものや法律により小売定価以外での販売が禁じられているもの。
- (3) 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い。
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (5) 取扱加盟店自らの事業上の取引 (商品の仕入れ等) での利用。
- (6) 取扱加盟店が利用を不可とした商品。

(留意事項)

4. 商品券の取扱いにおいて、以下の事項に留意すること。

- (1) 商品券は、取扱加盟店において利用期間内に限り使用可能。
- (2) 商品券は、購入後の返品、現金との交換はできない。
- (3) 商品券を利用の場合、釣り銭は支払わない。
- (4) 商品券で購入した商品については現金及び当該商品券による返金はできない。
- (5) 商品券の紛失及び盗難等に対し、東松島市商工会及び東松島市はその責を負わない。

(取扱加盟店参加資格)

5. 取扱加盟店の参加資格は、東松島市内に店舗・事業所等を有する事業者で、東松島市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。ただし、下記の項目に該当する事業者を除く。

- (1) 上記「3. 利用範囲」に記載された取引、商品のみを取扱う事業者。
- (2) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

(取扱加盟店の責務等)

6. 取扱加盟店として登録された事業者は、次に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 利用者がその有効期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。
- (2) 商品券の額面未満の利用の場合でも、釣り銭は出さないこと。
- (3) 取扱加盟店であることが商品券利用者に明確になるよう表示すること。
- (4) 利用者の持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか必ず確認すること。
商品券に偽造された痕跡が見受けられる場合、商品券の受け取りを拒否するとともに、東松島市商工会まで報告すること。
- (5) 受け取った商品券は、他店での再使用を防止するため、速やかに裏面の所定欄に取扱加盟店名を記入（ゴム印押印可）すること。また、既に取扱加盟店名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (6) 商品券の交換、売買及び再利用は行わないこと。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能。
- (7) 東松島市商工会が本事業に関する調査等を行うときには、報告等協力すること。
- (8) 商品券には「共通券」、「専用券」があり、「専用券」は大型店では利用できないため、大型店は受け取らないこと。
- (9) 商品券の利用対象外となる商品等を独自に定める場合は、予め利用者が認識できるよう明示すること。
- (10) 商品券の利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱加盟店の責務とすること。
- (11) 登録事項に変更が生じた場合は、速やかに東松島市商工会に届け出ること。

(販売店参加資格)

7. 販売店の参加資格は、以下の条件等全てに対応可能または同意できる事業所等とし、事務局が指定した事業所等とする。

- (1) 1 販売店あたり 1,000 セット (1,000 万円) 以上の販売を行うこと。
- (2) 各販売店の販売数を、チラシ・市報・商工会 HP 等へ掲載し、事前に公表することに同意すること。
- (3) 商品券の販売期間は、令和 4 年 8 月 1 日 (月) ~8 月 10 日 (水) までとし、いかなる場合でも期限前及び期限後の販売はできないこと。
- (4) 商品券の販売方法は、「ひがしまつしま割増商品券 購入引換券」との引換形式であることから、購入引換券を所持していない方へ販売してはならない。また、購入引換券に必要事項が記載されていることを必ず確認すること。
- (5) 販売期間は混雑が予想されることから、複数名での対応等、混雑整理に対応可能な事業所であること。
- (6) 商品券は現金販売のみとすること。
- (7) 販売期間中は管理簿に購入引換券枚数、販売セット数、販売金額等を記載し、適正な管理を行うこと。
- (8) 商品券販売の際に購入者に対し、商品券枚数の不足がないか確認を促すこと。
- (9) その他、本事業の趣旨に反する行為を行ってはならないこと。

(登録方法)

8. 加盟店及び販売店の登録は、次の方法によって行うこととする。

(1) 加盟店申込方法

この「ひがしまつしま割増商品券事業実施要領」に同意のうえ、「ひがしまつしま割増商品券取扱加盟店登録申込書」に必要事項を記載し、東松島市商工会へ FAX、郵送または持参すること。電話での申込はできない。また、東松島市内に複数の店舗がある場合、登録しようとする店舗毎に申込書を提出すること。

(2) 加盟店登録申込書の提出先

〒981-0503 東松島市矢本字河戸 7 東松島市商工会 矢本本所

(3) 加盟店登録申請期間

令和 4 年 6 月 9 日 (木) から令和 4 年 6 月 28 日 (火) まで (期限厳守)

※登録申込があった事業所については、本会発行チラシに店名等を掲載する。

(4) 販売店登録

事務局が指定した事業所等と契約書を取り交わすものとする。

(商品券の換金)

9. 使用された商品券の換金は次の方法により行うこと。

(1) 換金方法

回収した商品券は、裏面の指定欄に取扱加盟店名を記入 (ゴム印押印可) し、別紙記載の換金受付期間に引換証を添えて、東松島市商工会矢本本所または鳴瀬支所へ提出すること。商工会にて回収した商品券の確認を行い、登録申込時にご指定いただいた口座へ決められた期日に振込みを行う。

(2) 換金受付期間

令和4年8月15日(月)～令和5年2月17日(金)

※上記期間のうち、平日の9:00~12:00、13:00~17:00の時間帯で受付けるものとする。

(3) 送金日

月3回の振込みを予定。(別紙記載)

(4) 換金手数料

無料

(5) その他

大型店は「専用券」の換金ができない。

(取消)

10. この「実施要領」に違反する行為が認められた場合、加盟店及び販売店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

(その他)

11. この「実施要領」に記載されていない事項については、東松島市商工会本所へ問い合わせること。

【問合せ先】

東松島市商工会 矢本本所

〒981-0503 東松島市矢本字河戸7 TEL : 0225-82-2088 FAX : 0225-83-2293